

第17回 七飯町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月26日(火) 午後1時30分から2時10分

2. 開催場所 七飯町役場 201会議室

3. 出席委員 (14人)

会長	14番	杉村久悦
会長職務代理者	13番	池田泰久
委員	1番	野澤博幸
	2番	平野博章
	3番	神秀子
	4番	澤田雄一
	5番	宮後英子
	6番	宮田学
	7番	小澤大栄
	8番	宮本猛
	9番	千島武
	10番	松田永
	11番	小坂寛和
	12番	山川明

4. 欠席委員 (0人)

なし

5. 議事日程

報告第1号 土地の現況証明願に係る専決処分の報告について
追加報告第1号 「農地改良等取扱要綱に係る農地改良届出書」の受理について
議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について(農委許可)
議案第2号 農地移動適正化斡旋申出について
その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田中 正彦 事務係長 手塚 晃佑 事務係 安藤 美香

7. 会議の概要

事務局長 只今より第24期第17回10月総会を開会致します。開会にあたりまして、杉村会長よりご挨拶をお願い致します。

会 長 【会長挨拶】

議 長 それでは一般事項と併せて動向報告を事務局よりお願い致します。

事務局長 【動向報告の朗読】

議 長 七飯町農業委員会会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。

本日の欠席委員は、おりません。よって、七飯町農業委員会会議規則第6条の規定により、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員に7番の小澤大栄委員、8番の宮本猛委員の2委員を指名致します。

お諮り致します。(異議なしの声)

議事録署名委員は7番の小澤大栄委員、8番の宮本猛委員をお願い致します。

会期の決定について、会期は今日1日と致します。

お諮り致します。(異議なしの声)

会期は今日1日と致します。

報告第1号「土地の現況証明願に係る専決処分の報告について」を上程致します。事務局より内容説明をお願いします。

事 務 局 【報告第1号朗読後、説明】

議 長 説明が終わりましたので、皆様のご意見を賜りたいと思います。

1番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1番については異議なしということで、報告済みと致します。

続きまして、追加報告第1号「「農地改良等取扱要綱に係る農地改良届出書」の受理について」を上程致します。事務局より内容説明をお願いします。

事 務 局 【追加報告第1号朗読後、説明】

議 長 説明が終わりましたので、1件ごとに順次皆様方のご意見を賜りたいと思います。

1番についてはいかがですか。小澤委員。

7番 はい、7番小澤です。1番と、2番もそうなのですが、一気に農地改良届出書が出てきたんですけど、これは何か月に一度といった風に報告するものなの、その都度届出をしなければならないのか教えていただきたいです。1番と2番については、もう終わったことの報告なのでしょうか。

事 務 局 すみません、本来であれば提出があった時点で報告すべきだったのですが、失念しておりましたので今回まとめて報告させていただきました。11月頃の報告が最後だったかと思うのですが、他の案件も少なかったもので、今回まとめて報告させていただいております。

7番 わかりました。

議 長 よろしいですか。それでは、1番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1番については異議なしということで、報告済みと致します。

2番についてはいかがですか。(異議なしの声)

2番については異議なしということで、報告済みと致します。

3番についてはいかがですか。(異議なしの声)

3番については異議なしということで、報告済みと致します。

4番についてはいかがですか。(異議なしの声)

4番については異議なしということで、報告済みと致します。

それでは議案を審議して参ります。議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について(農委許可)」を上程いたします。事務局より内容説明をお願いします。

事 務 局 【議案第1号朗読後、説明】

議 長 説明が終わりましたので、審議してまいりますので、よろしく申し上げます。

1番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1番については異議なしということで、決定と致します。

次に、この案件について北海道農業会議への意見聴取を行うことについて、審議して参ります。

1 番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1 番については異議なしということで、北海道農業会議への意見聴取を行うことについては、決定と致します。

続きまして、北海道農業会議の判断が許可相当で一致した場合、会長専決により、この案件については許可証の交付をしてよいかについて審議して参ります。

1 番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1 番については異議なしということで、北海道農業会議の判断が許可相当で一致した場合、会長専決により許可証を交付することで決定と致します。

次に、議案第 2 号「農地移動適正化斡旋申出について」を上程致します。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 【議案第 2 号朗読、説明】

議長 説明が終わりましたので、皆様方のご意見を賜りたいと思います。いかがですか。(異議なしの声)

異議なしということで、議案第 2 号については決定と致します。

続きましてその他 1 番協議事項を事務局より内容説明をお願いします。

事務局長 【協議事項 1 番から 3 番を朗読、説明】

議長 只今説明がありましたとおり、協議事項 1 番、第 1 8 回 1 1 月総会を 1 1 月 2 6 日午後 1 時 3 0 分からでいかがですか。(異議なしの声) 第 1 8 回 1 1 月総会を 1 1 月 2 6 日午後 1 時 3 0 分からで決定と致します。

2 番の土地の現況調査を 1 1 月 1 9 日午前 9 時 0 0 分でいかがですか。(異議なしの声) 土地の現況調査は 1 1 月 1 9 日午前 9 時 0 0 分で決定と致します。

3 番の閉会中の令和 3 年 1 0 月 2 7 日から令和 3 年 1 1 月 2 6 日までの会長、会長職務代理、各委員の出張承認ですが、いかがですか。(異議なしの声) 異議なしということで、決定と致します。

次に、2 番その他 (1)「令和 3 年度利用状況調査 (農地パトロール)

結果および今後の活用について」を上程致します。事務局より説明お願い致します。

事務局 【2番その他（1）を内容説明】

議長 説明が終わりましたので、皆様方のご意見を賜りたいと思います。いかがですか。はい。

6番 はい、6番宮田です。今の話だと、農地を手放したくて困っている人にとっては非常に良い話だとは思いますが、ずっと所有していて非農地にしたいと思っていた人も中にはいると思うのですが…。そういった人も、これを使えるということになるのでしょうか。この結果というのは、広報などにも載るのでしょうか。

事務局 非農地化したということが広報に載るか、ということでしょうか。

6番 そうではなくて、現在資材置き場のように使われている土地も、非農地にすることが簡単になるというようなことではないんですよ。

事務局 今回非農地化する土地は、あくまで代々農業委員会の諸先輩方が国に報告をしてきた農地のみになります。逆に、このリストには入っていないけど、よくない使い方をしている農地というのもありますよね。そういった農地については非農地化で、という回答はできません。

6番 あくまでもこのリストの中での話ということなんですね。

事務局 そうですね。ですので、この中で今回予備軍となっているところについても、所有者が非農地化を検討してくれと言ってきても、国に報告しているリストに載っていないので、非農地化はできず、普通に転用の許可申請が通るような案件なのかだとか、現況証明で判断しても大丈夫なところなのかっていうところでは、このリストに載っていない土地はできないということになります。あくまで非農地化は、このリストに入っている農地で、昨年度まで国に報告していた農地のみということになります。過去の担当者が、もし一度でも解消と報告したところについても、そこは非農地化できないことになっています。ずっと遊休農地だと報告し続けてきたところだけが非農地化できるっていうところになります。

たとえばそれぞれ七飯町だったら、A分類となっている農地が25haあります、B分類が15haあります、ってなったら、その合わせて40

ha については非農地化しようと思えばできるんですけど、このリストに去年報告してないところについては、結構荒れてるだとか、よくない使い方をしているなどいっても、今回のような非農地化検討はできないので、現況証明や転用の許可申請などをして地目変更をしてもらうことになります。

国の方針として、農地として守るべき農地は農地として守って、そうじゃない塩漬けになっているような農地については、ただただ報告を上げるのではなくて、非農地化していくようになっていったというところ です。

事務局長 昔の考え方に戻ったということです。

事務局 あと、朗報と言っはなんですが、今までは一度農地パトロールの対象地に入れると、担い手の方に借りたり、買っていただいたりして解消した農地であっても見に行くって意味のないことをやらざるを得なかったんですけど、改正によって今年報告した農地については来年の調査からは外れて、解消されていない農地だけを見に行くというように改正されたという報告でした。

議長 皆さん、どうですか。(異議なしの声)

それでは、異議なしということでその他(1)「令和3年度利用状況調査(農地パトロール)結果および今後の活用について」は協議済みと致します。

2番その他について、事務局より何かありますか。

事務局長 特にございません。

議長 その他で委員さん方から何かございませんか。

それでは、以上をもちまして第24期第17回七飯町農業委員会総会を閉会と致します。

この議事録は、総会の顛末を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年11月12日

議事録署名委員

小澤 大栄

宮本 猛